

高森町タブレット図書館情報



こちらのQRコードから閲覧可能です。
ID・パスワードをお持ちでない方、
お忘れの方は左記担当までお問合せくだ
さい。



☎ 教育委員会事務局 社会教育係 ☎0967-62-0227

11月は「読書の秋」とも言われる素晴らしい季節です。

今月おすすめするのは「絵本コーナー」です！

お子様向けの魅力的な絵本が揃っていて、親子で一緒に楽しむことができます。

かわいいイラストや心温まるストーリーが詰まった絵本を読むことは、子どもの想像力を育む素晴らしい手段の1つです。

タブレット端末やスマートフォンを利用し、いつでもどこでも読み聞かせを楽しんだり、読み終わった後にお話を一緒に考えたりすることができます。

ぜひ、「高森町タブレット図書館」を利用し、親子のコミュニケーションを深める素敵な時間をお過ごしください。



年金だより

国民年金保険料を納付される方へ



年金

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは下記のとおりです。

	対象者	送付時期
①	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます）	令和7年2月上旬

※詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html

ご不明な点がございましたら右記までお問い合わせください。

☎ 熊本東年金事務所 ☎096-367-2503

国民健康保険加入者の方へ

被保険者証（健康保険証）の廃止後、マイナンバーカードを利用した健康保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」が交付されます

被保険者証（健康保険証）廃止後の対応

1 マイナ保険証をお持ちの方

令和6年12月2日以降、国民健康保険加入者の方が医療機関等を受診する場合は、原則マイナ保険証で受診していただくことになります。

2 マイナ保険証をお持ちでない方

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、現行の健康保険証が使用できなくなる前に、申請をいただくことなく保険者から無償で「資格確認書」が交付（他保険からの異動などの場合は申請が必要な場合があります。）され、その資格確認書で受診していただくことになりますので、引き続き、安心して医療機関等での受診を受けることができます。

※詳細については、市町村で対応が異なる場合がありますのでお住まいの市町村の国民健康保険担当窓口へ、直接お尋ねください。

マイナ保険証のメリット

1 より良い医療が受けられる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態やほかの病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

2 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除される

これまで申請が必要であった限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが、申請なしで免除されます。



詳しくはこちらから

☎ 健康推進課 国民健康保険係 ☎0967-62-2910